

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 0 年 3 月 発 行

司書養成の新たな展開
—— 大量養成から質の向上へ ——

郡 司 良 夫

司書養成の新たな展開

—— 大量養成から質の向上へ ——

郡 司 良 夫

はじめに

1. 司書資格について
2. わが国における図書館員養成
3. 司書養成と司書資格の問題点について
4. 平成 21 年 4 月の改正省令で定める図書館に関する科目について
5. まとめ

おわりに

は じ め に

図書館法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年文部科学省令第 21 号）が平成 21 年 4 月 30 日に公布された。改正の内容は、平成 20 年 6 月に公布された「図書館法の一部改正」で「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの」（図書館法第 5 条第 1 項第 1 号）を受けて、「図書館に関する科目及び単位数」を定めたものである。

本稿は、これからの司書養成体制を改善するに当たっての検討材料を提供するために、これまで行われてきた司書養成について整理し、「司書」資格の抱える問題点を明らかにするとともに、改正省令による司書養成で危惧される点を明らかにしたい。

1. 司書資格について

1.1. 「司書」という言葉の意味について¹⁾

現在のわが国には国立図書館、公立図書館、私立図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館といった館種のほかに、点字図書館、病院患者図書館、刑務所図書館などさまざまな図書館がある。これらの図書館で働いている人たちは「司書」と一般には受け取られている。

しかし、わが国には上記の各種図書館全体を対象とする図書館の法律は存在しない。図書館に関する法律は国立国会図書館法、図書館法、学校図書館法の三つだけである。この三つの法律のなかで図書館法にのみ「司書および司書(補)資格」の定めがある。

図書館法では第2条第2項で公立図書館(=地方公共団体等が条例により設置する図書館)と私立図書館(=一般の財団法人が設置する図書館)及び図書館施設について定め、同法第4条で「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。」と定義している。同法第5条では司書及び司書補となるための資格について定めている。なお、今日一般に「公共図書館」といわれているものは公立図書館と私立図書館を含む表現で、その大部分は公立図書館が占めている。

学校図書館法では第5条第1項で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と定め、さらに同条第2項で「前項の司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を終了したものでなければならない。」と定めている。

国立国会図書館法では、専門的職員についての定めはない。

以上のことから、「司書」というのは「公共図書館で働く図書館の専門的事務に携わる職員」のことであり、公共図書館で働く職員でも図書館の専門的事務に携わらない者および他の館種に勤務する専門的職員を「司書」というのは、

厳密な法的意味では誤りである。ここで、「司書の専門性」は何か、という問題が頭を出してくる。このことは後に触れる。

2. わが国における図書館員養成²⁾

2.1. 戦前の図書館員養成

1. で「司書」という言葉にこだわったが、ここでは「司書」を含む広い概念としてすべての館種の専門職員を意味する図書館員という言葉を使用する。

わが国における図書館員養成の歴史については、図書館関係の雑誌に既に多くの論者が論文を寄せている。わが国で今日的な意味での図書館が出現したのは明治時代になってからであり、そこで働く図書館員の養成をどのように行ってきたかを概観する。

わが国での図書館員養成は講習会で出発した。最初の講習会は日本文庫協会（現日本図書館協会）が開催した図書館事項講習会で、会場は大橋図書館、期間は明治36年8月1日～14日の14日間であった。

日本文庫協会は、当時東京図書館長であった田中稲城が中心となって明治25（1892）年に結成された。その後、明治30（1897）年には帝国図書館制が公布されて国立図書館の誕生を見た。さらに明治32年には図書館令が公布され、明治33年には文部省から『図書館管理法』が出版されて、当時の図書館界の標準的なテキストとなった。この明治30年代という時期は各地で新しい図書館が次々に誕生した。このような状況の中で、図書館で働く専門的な職員の養成が急務であるとの認識から、最初の講習会が開催されたわけである。

その後、さまざまな形で図書館員の養成が行われたが、昭和20（1945）年夏の敗戦までそのほとんどは講習会であった。その間、日本図書館協会（明治41年、日本文庫協会から改称）は図書館員養成のための講習会開催をしばしば文部省に建議したようであるが、毎年講習会を開くまでには到らなかった。今、この最初の講習会の講習要目と科外講演を示すと次のとおりである³⁾

正 科

図書館設置法	大橋図書館主事	伊東 平蔵
図書館管理法	帝国図書館長	田中 稲城
目録編纂法	東京帝国大学助教授	和田 萬吉
欧米図書館史	同 上	
図書館管理法実習	帝国図書館	西村 竹簡
目録編纂法実習	同 上	太田爲三郎
図書分類法	東京帝国大学図書館	坂本四方太
和漢書史学及日本図書館史	陸軍教授	赤堀又次郎*)
和漢書史学補遺	帝国図書館	中根 肅治

科外講演

図書館の必要	早稲田大学図書館長	市島 謙吉**)
統計学一班	東京統計協会	伊藤 祐毅
学校図書館	東京帝国大学図書館	長谷川館一***)
カード目録	海軍編修	錦織精之進
徳川時代文学史 (上半期)	学習院教授	千秋 季隆
同 上 (下半期)	同 上	長 連恒
官庁図書館	内閣文庫	楊 龍太郎
欧米図書館現況	早稲田大学講師	塩沢 昌貞

*) この科目の名称は、大佐、竹内、武居の著書では三者三様である。今、大佐に従う。

***) 市島謙吉の『春城日誌』(二) - 明治36年 - の解説によれば、「八月一日から二週間、大橋図書館において…春城も講師として出席する筈であったが、八月は募金で北海道へ出張したため、浮田和民に代ってもらっている。」とある。(早稲田大学図書館紀要 No. 26, 1986. p. 85)

****) 大佐、武居とも「長谷川館一」としているが、ここでは竹内

に従っておく。

いま、大佐三四五の『図書館学の展開』（昭和29刊）⁴⁾によれば、昭和20年夏敗戦に至るまでの間に開催された主な講習会は、文部省主催で17回、日本図書館協会主催（日本文庫協会主催を含む）で3回、帝国図書館主催1回開催されている。他に、図書館実務研究会、東京市教育会主催、台湾総督府、朝鮮教育会、満鉄地方部、芸草会、朝鮮総督府図書館事業会などの主催で講習会が開催され、また、図書館令の改正で中央図書館制度が導入された昭和8年から昭和18年までの間に、中央図書館主催の講習会は各地で数多く開催されたが、いずれも短期間の講習であった。昭和8年から18年にかけての期間に開催された講習会の特徴の一つとして、図書館令改正前の昭和5年頃から政府が図書館を国策遂行の一機関とみて、「思想善導」を進める役割を図書館に負わせた、と竹内は指摘している⁵⁾。

このような講習会中心の図書館員養成の時代に、図書館員養成のための唯一の学校が開設された。大正10（1921）年6月に東京美術学校構内に開設した文部省図書館員教習所（1925、文部省図書館講習所と改称、戦争末期に一時閉鎖）である⁶⁾。ここでの修業年限は1年、40週で授業は週30時間、入所資格は中等学校卒業以上と現職者で男女共学であり授業料は無料であった。定員は「二十名乃至三十名」で第一期の入学者は35名であったが、修了生は17名（男子13、女子4）であった。開設時の教科目は次のとおりであった⁷⁾。

英語（三）		会津 常治
独語（二）	文部省嘱託	山下 佐平
仏語（二）	同	中川陽太郎
文化科学（二）		
社会教育	文部事務官	乗杉 嘉壽
一般教育、児童保護	文部省嘱託	川本宇之介
哲学	東京帝国大学助教授	大島 正徳
倫理学及国民道德	同	深作 安文

社会学，社会問題	同 助手	赤神 良護
美学（日本絵画史）	文学士	丸尾章三郎
自然科学（一）		三上 義夫
管理法一般（四）	日比谷図書館頭	今澤 慈海
小図書館，学校図書館，児童図書館，巡回文庫， 建築，注文受入，選択貸出		
書架法規（一）	帝国図書館司書官	村島 靖雄
和漢書目録法及演習（三）		太田爲三郎
洋書目録法及演習（二）	文学博士	和田 萬吉
分類法及演習（五）	帝国図書館司書官	村島 靖雄
書史学（二）	文学士	久松 潜一
内外図書館史（一）	文学博士	和田 萬吉
*（ ）内は，週の授業時間数		

2.2. 戦後の図書館員養成

2.2.1. 図書館法の成立前後

「敗戦直後のわが国図書館界で最大の課題は図書館法案の審議であった。戦争の真相や多年にわたって遠ざけられていた知識を今こそ得たいという国民の要求と，文化国家という目標とは，図書館に対する期待をこれまで以上に高めた。」と竹内はいう⁸⁾さらに，昭和22年5月に公布された学校教育法施行規則の第1条で学校に図書館又は図書室を設けることが義務づけられたことで，「図書館をどう作りどのように運営するかという学校からの問合わせが各地の公共図書館に相次いだ」ことと，図書館人が新政府を指導する占領軍に寄せた期待感が重なって，図書館界は一種の躁状態に入った。この時期の動向を克明にまとめたものに『図書館法成立史資料』（裏田武夫，小川剛編）がある⁹⁾

この『図書館法成立史資料』によれば，図書館法案は昭和21年から昭和25

年3月の最終案まで、実に22の草案が作られている。草案の主要な課題は図書館の義務設置、中央図書館制度、国と各図書館との連絡機関の設置、図書館員の養成、館長の資格、現職教育等であった。図書館員養成という点から見ると、第6次案（昭和22年9月）と第17次案（昭和24年1月）が最も詳細で、図書館員のグレードを上級、普通の二種とし、検定試験の制度を定め、現職教育と学校教育の二つの方法で図書館員を養成する。さらに、公共図書館は自治体の義務設置とし、各県に中央図書館を置いて館長は有資格者である、というものであった。これが第21次案（昭和24年12月）になると司書資格は図書館学教育を目的とする大学又はその大学の別科を修了した者と司書検定試験の合格者に与えられることになり、館長の司書資格と経験年数の要求は後退した。そして、義務設置その他の項目は消えた。第22次の最終案（昭和25年3月）で、突然司書講習が出現し、図書館員養成の大学も検定試験も消えて、現行法とほぼ同じになった。図書館法は昭和25年4月30日法律第118号として公布され、その第6条に司書の養成が定められた。

3. 司書養成と司書資格の問題点について

3.1. 司書の専門性の曖昧さ

既に1.で触れたように、図書館法第4条で「司書は、図書館の専門的事務に従事する」と定められているが、ここで「専門的事務」とは何か、逆に「非専門的事務」とは何か、ということが明らかになっているのだろうか。

今から約40年前、筆者が図書館学を学び始めた頃は「図書館員の専門性」ということがしばしば問題になり、授業でも取り上げられていたが、一般人が聞いても理解できるほどはっきりしたものは出てこなかった。過日、『図書館運動は何をもたらしたか』を読んでいて、いまだに「専門性」が司書の前に立ちはだかっていることを知った¹⁰⁾というより、「図書館員の専門性」という怪物が手を変え品を変えチラチラしているといった方がいいのかもしれない。

昭和30年代の終わりに、国家公務員試験に図書館学という区分ができ、専

門試験というのが課されるようになった。国立大学の図書館に勤務するために、この試験に合格すれば優先的に採用される。当時（現在も）司書の資格検定試験が無かったので、この試験が一種の能力検定の役をしていたともいえる。

戦後の公務員制度を検討するなかで、人事院はある時期司書職員を考えていたようであるが、最終的には司書は事務職員という位置付けになった¹⁾。以来、大学図書館関係者の間で司書職制度の確立を求める動きがあり、全国国立大学図書館長会議で討議を重ね、やがてその成果として『大学図書館の業務分析』を昭和43年に刊行した。この中で、当時の図書館業務全般にわたって詳細に「専門的業務」「非専門的業務」を分けて記述している。しかし、現場では、この分析をもとに日常業務を専門職と非専門職に分けて業務分担を行うことはできない。それでも、この時期はまだ大学図書館にコンピュータは入ってきていなかったで、「専門的業務」の拠り所として図書の整理、特に分類・目録業務が幅をきかせていた。その後、大学図書館にコンピュータが入ってきて、図書館員の専門性の拠り所は次々に変わっていった。時代の流れといえればそれまでである。

昭和40年代から50年代にかけて、コンピュータによる図書館業務システムの開発が盛んに試みられていた。日本のコンピュータ業界はまともな図書館業務システムを持っていなかったで、当初はまともなカナ漢字変換さえできなかった。この時期、図書館員の専門性は「図書館業務を知ると同時にシステム開発にも携われる」ことや、「各種データベースの検索ができる」ことに拠り所を求めている。データベース検索はまだかなり高価だったし、データベースごとの中身と検索手法の高度な知識を求められていた。図書館業務システムが実用化されるに従って、各図書館で行う分類・目録作業は手作業からコピーカタロギング（流用目録作業）へ移行し、少し慣れれば誰にでもできる業務ということになって専門性の拠り所から滑り落ちた。実際は、手許の図書と既に作成されているMARCデータの適否を判断しなければならないし、この判断こ

そ知識と経験に裏打ちされたものでなければならぬから高度の専門性といっているのだが、現場では殆ど無視されている。

その後は、コンピュータの能力向上と情報通信技術の急速な発展によって、図書館システムはパッケージになり、情報検索も誰にでもできる技術となってきた。少なくとも、インターネットの急激な普及によって、自然語による検索は気軽にできるようになった。こうして、昭和50年代に司書の専門性の拠り所となっていた「業務システム開発能力」「情報検索の技術」は、拠り所としての存在感が薄れ始めている。

世紀が変わって、司書の専門性の拠り所は「レファレンス・サービスだ」ということになってきたようで、それも「ITを活用した高度のレファレンス・サービスを提供する」ことが司書の専門性を社会にアピールするものだ、ということで平成18年には『これからの図書館像』が発表された¹²⁾。しかし、これもやがて専門性の拠り所から滑り落ちるのではなからうか。数年前から国立国会図書館を中心に始まっている「レファレンス事例データベース」のプロジェクトが進展すれば、やがて誰でも気軽に利用できるレファレンス事例データベースがケイタイから利用できるようになるだろう。つまり、情報検索技術と同じ経路をたどると思われる。では、次の拠り所は……

このように、司書(=図書館員)の専門性の拠り所を図書館の個々の業務に求めるやり方では、「専門性」を明確にすることは無理なのではないか。では、別の方法はあるか。

筆者は、ここで国民のスポーツ(?)である野球を思い描く。野球には草野球がありプロ野球がある。この「草」と「プロ」の違いは何か。上手下手を無視すれば、誰にでもできるボールゲームである。個々の動作を取り出してみれば両者ともにほぼ同じと言っていいだろう。しかし、「草」と「プロ」の違いは厳然として存在する。「草」か「プロ」かの評価は個々の動作ではなく一連の動作を総体として判断される。つまり、一連の動作が遅滞なく行われるには、身体で覚えた知識と経験が一体となった動作として出てくる。

司書（＝図書館員）の専門性も同じことではないだろうか。個々の業務処理を秤にかけて専門性を云々してみても仕方がない。さまざまな知識と経験が一体となった、総合的な面から判断されるべきものだと筆者は考えている。例えば、レファレンス・サービスの演習で学生にある課題を与える。学生はインターネットで調べたものだけで回答するのが大半である。そこには、その学生がそれまで身につけてきた知識と経験と判断が十分活かされているとは思われないことがしばしばある。インターネットで提供されるもの、さらにインターネットでは提供してくれないが、人類の遺産といわれる図書が提供してくれるものがある。それらを判断し、活かすためには多くの知識と経験が必要になる。知識と経験が一体となって働く、こうした能力は多くの経験が徐々に育てる一種肉体的なものではないか。そこに司書（＝図書館員）の専門性が滲み出るわけで、このことを言葉で表現するのは非常に難しいことである。

3.2. 司書養成と司書資格の問題点について

現在の司書養成と司書資格の問題は、この資格を手にした者が優先的に職を得られるという状況にないことである。平成20年の文部科学省の調査によれば、平成19年度に司書及び司書補の資格を取得した者は全国で10,285人（うち講習会修了者は1,209人、大学で図書館に関する科目を修得した者は9,076人）であり、そのうち公立図書館に職を得られたのは118人（全体の1.4%）という結果が出ている¹³⁾。また、学校図書館、大学図書館及びその他の図書館に職を得た者を加えても225人である。そして、資格取得者の80%はこの資格とおそらく縁のない職（「その他」）に就いているものと思われる。図書館法のもとに講習による司書養成が始まった頃とは逆の状況になっている¹⁴⁾。この逆転現象は昨日今日始まったものではなく、ギャップが言われ出してから既に久しいのであるが、具体的な改善策は打ち出されないうまま今日まできている。図書館法が施行されてから約60年、現職者への資格付与による養成方法は既に役目が終わっていたといえる。

ところで、資格取得者数と図書館に就職できる者の数とのこの大きなギャップの原因はどこにあるのか。その原因として、ここでは①図書館法に「設置規定がない」こと ②司書の能力検定試験が無いこと ③業務委託、指定管理者制度導入の増加 を挙げておく。

3.2.1. 図書館法に「設置規定」が無いことについて

図書館法が公布された当時から、社会教育法、博物館法には「都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く」「博物館に専門的職員として学芸員を置く」と設置規定があるが、図書館法では「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」(第4条)となっていて設置規定はない。また、第13条では「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する、地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員事務職員及び技術職員を置く。」となっている。(下線部は筆者。)このことから、教育委員会が必要と認めなければ図書館の専門的職員を置かなくてもよいことになる。また、地方自治法のなかで「……吏員その他の職員中、法律又はこれに基づく政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより普通地方公共団体におかなければならないものは、この法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、別表第六の通りである。」(第173条の2)となっていて、別表第六には司書については何等触れていない。つまり、地方自治法では司書の発令、任命を認めていないのである。また、昔から司書の仕事は本来地味なものである。世間的には司書がどんな仕事をしているか余り知られていないこともあって、評価は決して高くない。その上、司書に共通に漂う雰囲気も作用しているといえよう¹⁵⁾

3.2.2. 検定試験の無いことについて

司書有資格者が司書としての能力と適性を有するかどうか、その判定をする資格検定試験の必要性は既に大正時代から論じられている¹⁶⁾ 昭和8(1933)年

の図書館令の改正および公立図書館職員令の改正によって、昭和12(1937)年から18年まで司書検定試験が行われた。この時、図書館界は有資格者の就職、待遇の改善等の期待を抱いたようであるが、結果は期待されたほどのものはなかった、と評価されている¹⁷⁾

戦後、図書館法が施行されてからも資格検定試験の必要性は言われてきたが、いまだに実現はしていない。この戦後の検定試験反対の動きは、今度は図書館界の中から生じてきたので、事態は複雑になった。この点については葉袋の諸論文が明らかにしている¹⁸⁾

ともかく、学校教育で司書の養成を行う場合には、学校間での有資格者の能力にバラツキが出るため、一定水準の能力と適性を確かめるためには検定試験が必要であり、図書館で司書を採用するに当たってはこの試験の合格者から優先的に採用する、という社会の認識が成立しなければ、今後とも司書養成のインフレ現象に歯止めはかからないであろう。

また、上記3.2.1.と裏腹の関係ともいえる「司書職制度の確立」である。図書館法が施行されてから、図書館界はさまざまな形で「司書職制度の確立」を求める運動を行ってきたが、実現していない。現状は、司書という資格が図書館の仲間内でのみ専門職と考えられているといってもいい。少なくとも嘗ての国立大学や地方公共団体の人事担当者(あるいは教育委員会)はそのような判断をしているものと考えられる。この点からも、司書の検定試験によって一定の能力と資質の保証を得なければ司書職制度の確立は困難であろう。このことに漸く図書館界も気付いたのか(あるいは、一部の人たちの懸念の声やと表面に出てきたのか)、数年前から司書資格に等級を持ち込もうとする動きが出てきているのは、歓迎すべきことだろう。科研費で始められたLIPERの研究成果報告書も出され、日本図書館協会も「専門職員認定制度」の検討に入っている¹⁹⁾

以上のように、流れとしては司書資格検定試験制度を導入する方向に動いているが、この検定試験を「誰が」行うのかということについて、これからも論

議を呼ぶかもしれないが、ともかく検定試験合格が図書館の職に就ける保証となることを切に望むものである。

3.2.3. 図書館の業務委託と指定管理者制度導入について

公立図書館での業務委託は1981年京都市が始めた。当時、図書館界は業務委託に関して否定的であったが、現在では公立図書館だけでなく多くの大学図書館でも何らかの業務委託を行っている。

2005年度からは、全国各地の公立図書館で指定管理者制度を導入するところが増加している。日本図書館協会の最新の調査によれば、指定管理者制度を導入するところが増加している²⁰⁾ この制度を導入した図書館の指定管理者の性格(図書館数)は2008年度までのところ民間企業94, NPO92, 公社財団44, その他2で合計169(館)となっている。2008年度の公立図書館の総数は3,126館であり、指定管理者制度の導入はまだ0.5%強というところである。

この業務委託と指定管理者制度の導入が司書養成とどのような関係にあるか、この点に関してまとまった文献はまだ目にしていないので、はっきりしたことは言えないが、図書館業務を請け負う人材派遣会社が多数あり、そこに登録している司書有資格者が相当存在する。このような企業が司書有資格者を優先的に採用することになれば、資格と就業の関係が改善される可能性はある。ただ、残念ながら現実に漏れ聞こえてくる状況は、本当に資格を活かした職場で継続的に働けるという状況にはないようである。

財政難に喘ぐ地方公共団体は公立図書館に指定管理者制度を導入することで「サービス向上」をうたいながら、人員の削減を行っているように見受ける。指定管理者となった者で民間企業が最も多くなっているが、ここで司書有資格者の能力アップのための研修や現場での育成が継続的に充分行われるのであればいいのだが、現実是一種消耗品的な扱いになっている。

4. 平成21年4月の改正省令で定める図書館に関する科目について

ここでは、今回の省令改正の拠り所となった「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（これからの図書館の在り方検討協議会 平成21年2月）（以下、単に「報告」とする。）²¹⁾をもとに、新たな方針のもとで行われる司書養成が目指すものを明らかにし、従来から残されている懸案と問題点のいくつかについて触れる。まず、科目の改正について、次に図書館学（あるいは、図書館情報学）の体系について、改正科目と体系の関係について述べる。

4.1. 図書館に関する科目の基本的な考え方

「報告」では、1. これからの司書に求められる資質・能力 2. 図書館に関する科目を定める必要性 3. 図書館に関する科目の内容の基本的な考え方 の3点についてまとめられている。

1. については、次の4点を指摘している。①「図書その他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の学習を支援する」役割に「地域の知の拠点」として「地域が抱える問題の解決を支援する」サービスを行うこと ②「地域社会の課題や人々の情報要求に的確に対応できる」ように「図書館に関する基礎的な知識・技術」「課題解決を支援するための行政施策・手法」「情報技術に関する知識」「法制度や行政に関する知識」「図書館の経営能力を身につけ、特にコスト意識や将来のビジョンを持つこと」 ③今後、大学における司書養成では「これらの知識・技術についてその基礎となる教育を体系的に行う」こと ④「専門的職員の養成は、大学における教育だけでは十分とは言えない」ため、「図書館に就職した後の研修や自己研鑽」については地域の特色や図書館の役割に応じて各地方公共団体において検討すること を挙げている。

2. については、「図書館法が施行された当時は図書館に関する科目を開講する大学が極めて少なかったことから、大学で行う司書講習での資格取得を主た

る手段とし」、図書館法施行規則で司書講習の科目と単位を決め、運用してきた。しかし、近年では大学での図書館に関する科目の開講が広がっている。また、司書講習は「現職者を対象として設定」されたもので、修得すべき科目・単位数は「必ずしも大学の教育課程において行うにふさわしくない」ので、社会教育主事、学芸員と同様に「図書館に関する科目の明確化」の強い要望が図書館関係団体等から出されていた。平成20年6月の図書館法の改正で「大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めること」（第5条第1項第1号）になった。

3.がこの「報告」の眼目である。

これまでの司書講習科目は「必修科目」と「選択科目」分かれていたが、この「報告」では、必修科目をさらに「基礎科目」「図書館サービスに関する科目」「図書館情報資源に関する科目」に分けることで一種の構造化を行っている。また、社会の変化への対応のため、新しい科目の設定と、従来の科目を合体して新科目とし、科目によっては単位数を増やし、さらに図書館実習を選択科目に入れた。詳しくは次節で見ることにする。従来現職者を念頭に置いた講習科目であったため図書館実習は省令科目に含まれていなかったが、現場経験のない学生が大学で図書館に関する科目を履修して司書となる資格を取得するのが主となったことから実習の必要性が登場したものと思われる。しかし、必修科目ではないのがもの足りない。

ここで注目するのは、「図書館への就職は非常に厳しい状況が続いているが、司書資格取得者の就業の場としては、公立図書館以外にも、各種の図書館や行政機関、企業、民間団体等の資料関係業務や調査・情報提供業務などが考えられることから、これらに関する情報の提供も望まれる。」としていることである。（下線は、筆者による。）また、「司書資格取得者が…図書館のボランティアや図書館活動の支援者となることも考えられる」「専門的な知識・技術の向上の観点から、…より多様な内容の科目が開講され…これらの科目内容や教育内容が広く普及することが期待される」と述べている。つまり、司書養成

(=公立図書館の専門的職員養成)のための科目であるが、公立図書館での採用が思わしくないので、他の館種や民間企業でも勤務できる教育をせよ、と読み取れる。だから、省令で定める科目以外にもっと多様な内容の科目を用意して大学での教育を行え、ということか。

このことは、これまでの司書(=公立図書館の専門的職員)という定義からはみ出すことを意味しているだろう。

最後に、「基礎的な知識や主題専門領域の学習について」の考え方が示されている。ここでは、図書館業務に従事するには

- ①図書館に関する基礎的な知識・技術に加え憲法、外国語、情報技術などを大学の教育課程で学ぶこと
- ②図書館業務に関する知識の基礎となる、行政学、法学、経済学、経営学、社会学、教育学、心理学、歴史学、情報学などの多様な分野を学習すること
- ③住民の学習ニーズに応え、課題解決支援のためのサービスを提供できるように、人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会などの主題専門分野について、大学で学習すること
- ④大学は、上記の科目の開講に努め、学生が学習する機会を提供し、その学習の奨励に努めることが望ましい

以上を見てくると、従来本学で行ってきた(他の大学も同様であるが)学部学生を対象とした司書課程での司書養成では十分な対応が困難であることが分かる。当面は従来のやり方で司書養成をするにしても、いずれは学部卒を対象とする養成に向かわなければならなくなるだろう。つまり、LIPERの報告書で指摘されているように、有能な司書を養成するには英米仏諸国で行われているような、大学院での養成に向かうことを示唆している。

4.2. 改正された図書館に関する科目について

今回改正された省令科目を改正前のものとともに示す。

改正前（＝現行）の科目

必修科目 生涯学習論（１）図書館概論（２）図書館経営論（１）図書館サービス論（２）情報サービス概説（２）児童サービス論（１）レファレンスサービス演習（１）情報検索演習（１）図書館資料論（２）専門資料論（１）資料組織概説（２）資料組織演習（２）

選択科目 図書及び図書館史（１）資料特論（１）コミュニケーション論（１）情報機器論（１）図書館特論（１）

改正後の科目

必修科目

基礎科目 生涯学習論（２）図書館概論（２）図書館情報技術論（２）
図書館制度・経営論（２）

図書館サービスに関する科目 図書館サービス概論（２）情報サービス論（２）児童サービス論（２）情報サービス演習（２）

図書館情報資源に関する科目 図書館情報資源論（２）情報資源組織論（２）情報資源組織演習（２）

選択科目

図書館基礎特論（１）図書館サービス特論（１）図書館情報資源特論（１）図書・図書館史（１）図書館施設論（１）図書館総合演習（１）

図書館実習（１）

*（ ）は単位数

4.3. 図書館で必要としながら欠落しているもの

今回改正された図書館に関する科目は、現行の省令科目を一層「情報」中心に進めたものである。図書館は「物」を離れてサービスを展開することは難しい。しかし、限られた時間で司書の養成をすとなれば、司書に求められる多くの事柄の中から優先順位を決めて教育することになる。「情報」に比重が移

れば「物」の方の比重は小さくなる。

公立図書館の場合を考えると、それぞれの地域に関する過去の資料が相当量ある。しかも、郷土史家が各地に存在し、彼らは過去の資料を利用することが多い。現在の司書養成では古文書に関する科目は無視されている。漢籍についても同様である。この分野の知識はもはや必要ないというのであろうか。さらに、索引の作成、抄録の作成を訓練する時間がない。書誌学に関する科目も取り上げられていない。

最後に、今回の省令改正においても「資格認定制度」については一切触れていない。学芸員の場合と同様に図書館員の一定水準の能力を維持するためには、あるいは能力向上を図るためには、この「資格認定制度」の実現が早急に望まれる。しかし、図書館員の基本は「物との対話」であることを見失ってはならない。

このように考えてくると、物そのものを知らない司書がこれからも養成され、しかもその傾向が加速するようと思われる。図書館業務の基本は「物を知ること」あるいは「物との対話」であると考えた筆者には、先が思いやられるところである。これが長年図書館で禄を食んできた者の単なる老いの危惧であればいいのだが。

5. ま と め

以上、司書資格を取り巻く現状について、筆者の理解しているところを努めて明らかにしようとし、また、今後の司書（＝図書館員）養成について一通り期待と危惧を述べてきた。

筆者は司書を否定的に観ているのではない。図書館が図書館らしくあること（この「図書館らしくあること」という点について、誰もが同じように考えているわけではなく、多くの人が多くを考えを抱いているであろう。）を切に望んでいるし、図書館が図書館らしくあるためには、ライブラリアン（＝図書館員）の存在を抜きにしては考えられない。現在使われている「司書」という言

葉の意味範囲，また，「司書養成」の意味するところは狭すぎる。別の言い方をすれば，「司書＝公共図書館の専門的職員」という範囲から，大学図書館，専門図書館，学校図書館等の図書館で専門的職務に携わる人々を包含する概念としての「図書館員」，今風にカタカナ書きを好むなら「ライブラリアン」の養成は必至であり，しかも，時流に便乗した派手やかなライブラリアンだけでなく，過去からの文化遺産を引き継ぎ，さらに次代へ伝えていこうと黙々と努力するライブラリアンを一定数確保することは，国にとっても大学等の教育研究機関にとっても忘れてはならないことである。

現時点でライブラリアンの理想像に近いものとして，福岡伸一の『生物と無生物のあいだ』に出てくるラボ・テクニシャン，スティーブ・ラフォージをイメージする²⁹⁾ 今日，このようなライブラリアンはほとんど見かけなくなったが，筆者が駆け出しの図書館員の頃には，少し大きな大学図書館には必ず一人や二人はいた。その後，コンピュータが大学図書館に入ってきたことで，彼ら卓越した図書館の職人は片隅に追いやられ，やがて「定年」というドアを開けて姿を消していった。コンピュータ操作に習熟した図書館員がいてもいいし，一方にはその図書館全体を熟知した人物でありかつさまざまな事柄に精通していながら自分の領分を守っているような図書館員がいてもいい。図書館員の先達の中にはこのような人物が点々と存在する。このような図書館員の養成はなかなか困難であり，多くの資料に囲まれた長期間の訓練と個人の努力があつて初めて養成できる。しかし，このような図書館員が後を絶つことになると，これまで伝えられてきた日本文化の伝統も消滅して行くことになるだろう。数は少なくとも，このような図書館員の養成にも目配りしてほしいものである。

おわりに

今回の図書館法施行規則の改正を期に，これまで図書館員について考えてきたところをまとめてみたいと思い書き始めた。書き始めてみると，当初考えていたほど易しいことではないことが次第に分かってきた。しかし，一度は書い

ておかないといけないものであり、この機会を逃すと再びこの件で書く機会はないかもしれないと感じて、十分な検討もできないまま書くことになった。

大学の図書館をはじめ、多くの方の日頃の会話からさまざまな示唆を得たことを述べて終わりにしたい。

注

- 1) 葉袋秀樹『図書館運動は何を残したか：図書館員の専門性』東京：勁草書房，2001. p. 9-11.
- 2) 竹内愨「わが国の図書館学教育 1892-1955」『論集・図書館学研究の歩み第13集：図書館学の教育』日外アソシエーツ，1983. P.5-40.
- 3) 竹内. Ibid., p. 8-9.
- 4) 大佐三四五『図書館学の展開』丸善，1954. p. 129-134.
- 5) 竹内. op. cit., p. 22.
- 6) 図書館情報大学同窓会橘会編『図書館情報大学同窓会橘会八十年記念誌』同編集委員会，平成14. p. 15-16.
- 7) 図書館情報大学同窓会橘会. Ibid., loc. cit.
- 8) 竹内. op. cit., p. 30-31.
- 9) 裏田武夫，小川剛編.『図書館法成立史資料』日本図書館協会，1968.
- 10) 葉袋. op. cit.,
- 11) 大佐. op. cit., p. 160-161.
- 12) これからの図書館の在り方検討協力者会議.『これからの図書館像（報告）』文部科学省，平成18.3.
- 13) これからの図書館の在り方検討協力者会議.『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』文部科学省，平成21.2. p. 46.
- 14) 竹内. op. cit., p. 36.
- 15) 小林重幸.「弱き者その名は…」図書館雑誌. 48 (10), 1954.10. p. 4.
- 16) 竹内. op. cit., p. 19.
- 17) 竹内. Ibid. op. cit., p. 22-23.
- 18) 葉袋. 注1)
- 19) LIPER 最終報告書 <http://www.soc.nii.ac.jp/slis/liper/report06/report.htm>
(最終確認：2009.08.06.)
- 20) 図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年度調査（報告）<http://www.jla.or.jp/statistics/2008pub.html> (最終確認2009.08.06)
- 21) 注13)

- 22) 福岡伸一『生物と無生物のあいだ』東京：講談社，2007.（講談社現代新書）